

随意契約理由書

件名	燃料電池バスの賃貸借(リース)	
契約の相手方	MOBILOTS株式会社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	
随意契約の理由	<p>燃料電池バスは、トヨタ自動車(株)のみが販売するもので、その方法はリース販売とされており、上記業者はこの燃料電池バスを取り扱う唯一の業者である。 このため、上記業者と特命随意契約を締結する。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局自動車部市バス車両課	(電話番号992-3333)